5月1日~7日の「憲法週間」について

「憲法週間」とは

毎年5月3日の憲法記念日を含む5月1日から7日までの1週間を「憲法週間」とし、憲法の精神や司法の機能を国民に理解してもらうため、各種の取り組みを行っています。

「ふれあい広報」について

甲府地方検察庁では、通年行事として、「ふれあい広報」を実施しています。

移動教室、出前教室など、いろいろなプログラムを用意していますので、 お気軽にお問い合わせください。

◇お問い合わせ先◇

甲府地方検察庁 企画調査課 TEL 055-235-7234

※平日の午前9時から午後5時までの間にお願いします。



法教育マスコットキャラクター 「ホウリス君」